

令和7年度 福島市

高齢者肺炎球菌 定期予防接種のお知らせ



福島市では次の方を対象に、高齢者肺炎球菌予防接種を実施します。接種を希望する方は、このお知らせをよくご覧いただき、ご理解、ご納得されたうえで、裏面の医療機関にご予約ください。この予防接種は、本人が接種を希望する場合にのみ行うものとされており、法律上の義務はありません。

※国の規定により、これまでに肺炎球菌（23価）の予防接種を受けた方は、定期予防接種の対象になりません。

対象者	福島市に住民登録があり、肺炎球菌ワクチン(23価)の予防接種を <u>今までに受けたことのない方</u> で、接種を希望する①または②の方 ①接種当日65歳 ②接種当日60～64歳 で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級の方
接種料金 (助成後の自己負担額)	2,600円 (上記対象者で生活保護受給中の方は無料) ※年度により変更となる場合があります。
接種回数	1回
接種場所	福島市内の登録医療機関 (裏面参照) ※県内の医療機関 (福島県広域予防接種実施医療機関に限る) でも受けられます。 詳しくは医療機関へお問合せください。またはインターネットで「福島県広域予防接種」と検索してください。
持ち物	<ul style="list-style-type: none">・今回送られた「封筒一式」 (予診票は黒ボールペンで記入してください。消えるペンは使用できません。)・「健康保険証」などの住所・氏名・生年月日が確認できるもの・お持ちの方は「お薬手帳」など接種記録ができるもの・対象者②の方は、「身体障害者手帳」・生活保護受給中の方は、「生活保護受給証明書」または「保護決定通知書」

【問合せ】

福島市保健所 感染症・疾病対策課 予防接種係 電話 024-597-6203
FAX 024-572-3145

～ ご理解くださいますようお願い申し上げます ～

- ◆これまでに、23価の肺炎球菌ワクチンを1回でも接種した方（自費を含む）は、定期接種の対象となりません。予防接種法で定められています。
- ◆2回目以降の接種や期間外の接種、13価や15価の肺炎球菌ワクチンは、任意接種となり全額自己負担となります。（費用は医療機関によって異なります。）

～ 接種前に必ずお読みください ～

1. 肺炎球菌感染症について

肺炎球菌感染症とは、主に鼻や喉に定着し、咳やくしゃみ、唾液などを通じて感染します。肺炎球菌を保菌しているすべての人が発症するわけではなく、抵抗力の低下などにより人と菌との間でバランスが崩れ、菌が体内に入ることによって発症します。中耳炎、副鼻腔炎、肺炎、髄膜炎、敗血症などの原因になることがあります。成人肺炎の25～40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題になっています。

2. 肺炎球菌ワクチン（23価）とは？

90種類以上の型がある肺炎球菌の中で、高齢者の肺炎原因として多い23種類の型に対する免疫をつけ、重症化を防ぎます。

3. 接種する際に気をつけること

- ・体調の良いときに受けましょう。
- ・副反応などを理解し、納得してから受けましょう。気になることがあれば、接種医に相談しましょう。

4. 予防接種を受けることができない方

- ・接種当日、37.5℃以上の発熱がある方
- ・急性で重症な病気にかかっている方
- ・本剤の接種液の成分によってアナフィラキシー（急激な全身性のアレルギー反応）を起こしたことがある方
- ・その他、医師が「予防接種ができない状態」と判断した場合

5. 起こるかもしれない副反応

主なものは、接種部位の症状（痛み、赤み、腫れなど）、筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛などで、通常2～3日で消失します。症状が強かったり長く続く場合は、接種医に相談しましょう。

6. 接種後の注意

- ・接種当日は、激しい運動は避けましょう。
- ・入浴は差し支えありませんが、接種部位を強くこすことはやめましょう。

7. もしものために知っていただきたいこと～健康被害救済制度～

極めてまれですが、定期の予防接種により重い健康被害が発生し、医療機関での治療が必要な場合や生活が不自由になった場合は、法律に定められた救済制度があります。制度の利用を申請する際は、感染症・疾病対策課予防接種係にご相談ください。

～（参考）他のワクチンとの接種間隔について～

他のワクチンの接種前後に肺炎球菌ワクチンを受ける場合、接種間隔に決まりはありません。